

日本のユダヤ人避難民政策

- 1938-1942 年 -

目次

1. はじめに（ユダヤ人避難民問題の概要と先行研究の状況）
2. ユダヤ人避難民対策の変遷
3. 満州におけるユダヤ人避難民政策
4. おわりに

1. はじめに

ユダヤ避難民とは、近代日本が受入国として経験した最初の大規模難民である。欧米主要国がナチスの迫害から逃れるユダヤ避難民の受け入れを拒む中で、日本は彼らを受け入れた数少ない国の一つであった。以下では、まずユダヤ避難民問題の概略、先行研究の状況を確認した上で、1933～1945 年において日本がドイツとの関係を深める中で、その迫害から逃れたユダヤ避難民をどのように処理したのか検討したい。

1930 年代中頃から、多数のユダヤ人ⁱがヨーロッパにおける反ユダヤ主義の高まりを受け、ヨーロッパの域外へと移住するようになった。1930 年代、ヨーロッパではユダヤ人の移住の波が 2 回あった。第 1 の波は、1933 年にドイツで国家社会主義ドイツ労働者党（以下「ナチ党」）が政権を獲得した際に発生した。ナチ党政権は政権獲得当初から反ユダヤを掲げていたが、ホロコーストとして知られる大虐殺が開始されるのは 1941 年以降であり、それ以前には重税や商店ボイコット等を通じたユダヤ系市民の領域外への追放が主たる政策目標であった。ナチ党の追放政策と反ユダヤの姿勢に不安を抱いたドイツ国内のユダヤ系市民が英仏等の周辺国に流入する。第 2 の波は 1938 年、ドイツとの併合後のオーストリアを中心に発生した。オーストリア・ナチ党の財産没収・出国強制等の施策が、同国在住のユダヤ人 18 万人の内、12 万 5 千人を避難民へと変えた。1939 年 5 月の時点で、40 万 1 千人のユダヤ人が両国及びブデューテン地方から追われ、避難民となったⁱⁱ。

第 2 の波において、ユダヤ人排斥政策を採る欧州各国から追われたユダヤ避難民はアメリカ、カナダ、オーストラリア等英連邦諸国、上海、パレスチナⁱⁱⁱへと向かうものの、経済不況にあえぐ各国は大量の難民到来に対して次第に門戸を狭めることとなる。ドイツ・オーストリア併合直後の時期に、アメリカが両国での反ユダヤ主義政策に危機感から 1924 年移民法の制限を緩和して 3 万人のユダヤ人を受け入れた例^{iv}を除けば、同時期にユダヤ避難民を大規模に受け入れた国はなかった。

諸外国がユダヤ人避難民の受け入れに否定的な中で、日本とその勢力圏に逃れたユダヤ避難民は 2 万～2 万 5 千人に上り、彼らの多くは上海租界を目指した。その背景には様々な要因が指摘されているが、

イギリスの上海共同租界には 19 世紀来のユダヤ人共同体があり、何より租界制度の特殊性が欧州から逃れるユダヤ人にとって好都合であった。また、特に日中戦争開戦によって中国側の入国管理が事実上不可能になると、パスポートや査証なしで入国が可能であった点も指摘されている^v。東アジアにおけるユダヤ避難民を扱う研究では、上海租界を対象とするものが少なくない。例えば、上海へのユダヤ避難民流入に着目した D. クランツラーの *The Jewish Refugee Community of Shanghai, 1938-1945*^{vi}をはじめ、太平洋戦争期における上海のユダヤ人と、彼らに対する日本の対応について一次資料を基に整理した丸山直起「太平洋戦争と上海のユダヤ難民」^{vii}、当時の歴史資料をアーカイブした I. Eber 編 *Jewish Refugees in Shanghai 1933-1947*^{viii}等がある。また、安江仙弘や犬塚惟重ら日本の軍部や外交当局内の「ユダヤ専門家」に着目し、彼らの反ユダヤ思想やユダヤ利用論が日本のユダヤ避難民政策策定に影響を与えたとするものに、M. メッツィーニの *Under the Shadow of the Rising Sun* や宮澤正典「近代日本のユダヤ論議」^{ix}がある。これらの先行研究では、日本が対独関係の深化を目指しながらユダヤ避難民の受け入れを拒まなかった背景として、対米関係の維持や満州発展のためにユダヤ資本の流入への期待、受け入れの制御を試みつつ国際世論への配慮や入国管理上の制約から対応できなかった点が指摘されている。

さて、本書における問題意識を紹介したい。第一に、既存の研究では杉原千畝を例外として、実際にユダヤ避難民の対応にあたった現地機関・職員についての分析は十分とは言えない。第二に、本研究では従来の研究においてあまり注目されてこなかったソ連との関係も明らかにする。既存の研究では日本のユダヤ人避難民問題対策は米英関係の悪化やユダヤ系アメリカ資本による対満投資等との関係において論じられており、一部の論考において触れられているものの、満州に隣接してユダヤ人自治州を持つソ連との関係はそれほど注目されてこなかった。そこで、本稿では、1933～1945 年の満州におけるユダヤ避難民を手掛かりに、日本がドイツとの関係を深める中で、どのようにユダヤ人避難民問題を処理したか考えたい。

2. ユダヤ人避難民政策の変遷

日本に渡来する外国人の入国については、1918 年 1 月 24 日公布の内務省令第 1 号「外国人ノ入国に關スル件」¹に定めがあり、日本に渡来するユダヤ避難民も国籍を保有していれば国籍国の他の市民と同様の対応を受けた。同時期において各国はユダヤ避難民に対する門戸を閉ざしていたため、日本は積極的にユダヤ人を受け入れはしなかったが比較的寛容な政策が採られたと評価できる。とはいえ、日本がユダヤ避難民の状況に同情し人道的な姿勢をとったというよりも、後に渡来するユダヤ避難民が増加すると入国が密かに厳格化されることから、単に避難民に対して特別の対応をする必要がなかったに過ぎない。それは 1935 年 3 月 12 日、国際連盟ドイツ避難民に関する高級委員会事務総長が理事会に対して行った勧告を受けた対策「独逸避難民ニ關スル件」^{xii}にも表れている。これは避難民の身元及旅行証明書の必要な場合の発給方式についてドイツ避難民に特別の待遇をせず、ロシア・アルメニア避難人に対する前例による措置であった^{xiii}。

1938 年、3 月にドイツ・オーストリアの併合—いわゆる「アンシュルス (Anschluss)」—と 11 月にオーストリアにおいて発生したユダヤ人に対する大規模迫害事件「水晶の夜」以降、欧州を離れるユダヤ

¹ 内務省令第 1 号「外国人ノ入国に關スル件」『官報 1918 年 3 月 1 日』国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2953754/2> (2022 年 1 月 13 日最終アクセス)

人が急増した。1938年には3万6千人、1939年には7万7千人を超えるユダヤ人がドイツとオーストリアを出国し、この内上海のユダヤ人租界には1万7千人のユダヤ人が到来したとされる^{xiii}。

難民の急増を受け、日本も対策を迫られる。回教及猶太問題委員会の設立がその最初の例であるとされる^{xiv}。1938年4月、同委員会は外務次官を委員長とし外務省、陸軍省、海軍省を中心に内務・大蔵省の関係各省の局長・部長級職員により構成され、日本統治下にあった上海へのユダヤ避難民流入に対して具体的な対策を検討・策定した。同委員会の設置には安江仙弘陸軍大佐、犬塚惟重海軍大佐らユダヤ問題専門家が深く関わっていた^{xv}。両者はユダヤ人が世界を支配しているといったユダヤ陰謀論を主張する国際政経学会と関係があったことから反ユダヤ主義的だとの評価もあるが、ユダヤ人の政治的・経済的影響力に対する彼らの過大評価は結果としてユダヤ人に対して肯定的な政策につながったと指摘されている²。

日本への避難を求めるユダヤ人の増加に伴い、日本はユダヤ避難民の入国を制限してゆく。例えば、1938年9月、在ウィーン山路章総領事が近衛文麿外相に対してオーストリアで日本の通過証明書を求めるユダヤ人が急増していることを報告し^{xvi}、対処方針について請訓を求めた。近衛外相はこれに対して回教及猶太問題委員会幹事会の検討に基づき、無国籍避難民に対しては行先国への入国手続きを終え250円以上の携帯金を有する等の一定の条件を満たす通過渡航証明書の発行を例外として渡航証明書を原則として発行しないこと、ドイツ等相互査証廃止国の国籍保有者については「査証不要」の証明書を発行せず渡航断念を促すよう、避難民の日本入国を原則禁止する方針を示した³。

一方、対外的にはこうした方針を公表せず、先述の一般的な外国人入国規定に従ってユダヤ人避難民に対処することも指示されている^{xvii}。同年11月18日、有田外相は山路総領事の請訓に対して「此種避難民ノ入国禁止を決定公表スルコトハ各般ノ情勢ニ鑑ミ早計ニ決シ難シ現行外国人入国令ノ範囲内ニ於テ処理スルコト妥当ト認ム」^{xviii}と回答している。

日本のユダヤ政策の基本方針となるのが第1次近衛内閣において策定された「猶太人対策要綱」⁴である。本要綱は1938年12月6日に開催された近衛文麿首相、有田八郎外相、板垣征四郎陸相、米内光正海相、池田斉彬蔵相で構成される五相会議における決定とされてきたが、外務省記録に基づく宮澤正典の研究によれば、総理大臣が外相提案を陸相・内相の了解の上で決定し、外務大臣の訓令として在外公館に送られた⁵。その具体的な方針は「(1) 現在日満支ニ居住スル猶太人ニ対シテハ他国人ト同様公正ニ取扱ヒ之ヲ特別ニ排斥スルカ如キ処置に出ツルコトナシ」として友邦ドイツのように極端なユダヤ人排斥を行わないこと、「(2) 新ニ日満支ニ渡来スル猶太人ニ対シテハ一般ニ外国人入国取締規則ノ範囲ニ於テ公正ニ処置ス」として、従来通り外国人入国規則に従って公正に対処すること、「(3) 猶太人ヲ積極的ニ日満支ニ招致スルカ如キコトハ之ヲ避ク但シ資本家技術者ノ如キ特ニ利用価値アル者ハ之ノ限りに

2

³ JACAR(アジア歴史資料センター) 昭和13年10月7日近衛大臣発山路総領事宛電信第33号「猶太人避難民ノ入国問題ニ関スル件」Ref.B04013205200、民族問題関係雑件／猶太人問題 第四巻 分割2 (I-4-6-0-1_2_004) (外務省外交史料館)。

⁴ JACAR(アジア歴史資料センター) 昭和13年12月6日「猶太人対策要綱」Ref.B04013205700、民族問題関係雑件／猶太人問題 第五巻(I-4-6-0-1_2_005)(外務省外交史料館)

⁵ 宮澤「近代日本のユダヤ論議」、108頁。

在ラス」として資本家や技術者等の経済への貢献が期待されるものを例外とすること、が確認された。同要綱にはその前文にドイツの行うユダヤ人排斥は日本の主張する人種平等の精神と相いれない旨記載があるが、この点宮澤によれば「人種平等の主張が純粹であったとは言いがたい」⁶。彼は外務省において検討され、同要綱の基となった「猶太対策（案）」との関係から、経済建設上外貨を導入する必要と対米関係悪化を避けることが主要な目的であると論じている。また、本要綱はユダヤ避難民問題における日本政府の省庁間にあった不統一を示していることが指摘もある。丸山は本要綱が日独伊「三国同盟成立にいたる交渉において同盟の対象となる主要敵国を巡る陸軍と外務省や海軍の対立が反映しており、「関係各機関それぞれの思惑を集約したものであった」と述べている。それは猶太対策（案）と比較して、無害な者の入国は拒絶しないこと、上海は従前どおりとすること、資本家や技術者は内面工作に利用することが削除された⁷ことにも表れている。以上のように、「猶太人対策要綱」は人道主義的観点から行われたものではなく、むしろ対米関係の維持やユダヤ資本への期待がその主要な目的であり、また、政府内における統一的な政策ではなかったことから、ユダヤ避難民の増加と対米開戦に伴って大きく変容していく。

1939年3月1日、昭和14年内務省令第6号「外国人ノ入国、滞在及退去ニ関スル件」⁸が公布された。これは通貨ヴィザと入国ヴィザを区別し、外国人の日本滞在の許可制、滞在期限が切れた場合の更新など外国人の入国条件を定めており、これは従来の「外国人ノ入国ニ関スル件」の簡素な規定と比較すると、日本に渡来するユダヤ避難民にとって厳格な要件となった。

1941年12月、日米開戦に伴って、従来のユダヤ避難民政策は転換される。1942年1月17日、東郷茂徳外相より「緊急猶太人対策ノ件」が満州、上海、北京、南京の好感に暗送された。その内容は「(1) 独逸ハ命令ニ依リ海外在住猶太人ノ国籍ヲ剥奪セルヲ以テ（一月日ヨリ効力発生）以後独逸系猶太人ハ無国籍猶太人トシテ取扱フ、(2) 同盟国ヲ除ク中立国籍及無国籍猶太人ハ我方利用中ノモノ又ハ将来利用セントスルモノ（中略）ハ好意的ニ取扱其以外ノモノニ対シテハ監視ヲ嚴重ニスルト共ニ敵性策動ヲ排除断圧ス、(3) 同盟国籍猶太人ニ対シテハ当該国ニ於テ利用セントスルモノ（人名ハ当該国ニ照会/上別ニ指示ス）ハ当該国籍人ニ又其以外ノモノハ第二項後段ニ準シテ取扱フモノトス」とあり、これまでの方針とは大きく異なっている。なお、関東軍等に送付された同趣旨の電報においては、12月6日付の五相会議決定「猶太人対策要綱」は廃止される旨の付記がある。

3. 満州におけるユダヤ避難民対策

- a. 関東軍司令部と在満ユダヤ人社会の関係：第1回極東ユダヤ人大会（1937年12月）において、関東軍交換及び日本の外務省本省から派遣された特使が参加。資料によれば、満州国を巡り悪化する国際世論の緩和を期待。
- b. 極東ユダヤ人大会に対するドイツの反発と関東軍及び外務省の「黙殺」
在米ユダヤ人の対満投資への期待と、英米世論刺激への懸念から、樋口少将/東条英機参謀長は

⁶ 宮澤「近代日本のユダヤ論議」、108-109頁。

⁷ 宮澤「近代日本のユダヤ論議」、109頁。

⁸ 内務省令第6号「外国人ノ入国、滞在及退去ニ関スル件」『官報1939年3月1日』国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2960137/2>（2022年1月13日最終アクセス）

ドイツ外務省の反発と問い合わせに対して「黙殺」。

- c. 第2の波が東アジアへ伝播。ドイツ・オーストリア併合及び水晶の夜事件発生以降、ユダヤ難民が急増。

また、1939年の第二次世界大戦開戦に伴い、従来の海路ではなくソビエトルートから満州・上海に流入するユダヤ人が増える。

- d. 1938年外務省訓令がもたらす現地機関の混乱：ドイツとのビザなし通行を利用したユダヤ系ドイツ市民の流入阻止を試みるが、来満するユダヤ避難民があまりに多く、現地当局の対応に混乱。
- e. 猶太問題調査団（1939年3月）の応急対応案とその承認
五相会議決定の具体策を練るため上海に調査団が派遣。より厳格なユダヤ避難民対応策が採用された。

4. おわりに

視点：日本政府が日独関係を深める中で、ユダヤ人を受け入れたのはなぜか？

日本政府の首脳部の決定だけではなく、現地機関の対応ややりとりからも、対米関係の悪化防止と満州に対するアメリカ資本の投資に対する期待があった。

5. 参考文献

官報等

- 国立国会図書館デジタルアーカイブ『官報』

一次資料

- JACAR アジア歴史資料センター（外交資料館蔵）『民族問題関係雑件／猶太人問題』I門4類6項0目1_2号。

回顧録・伝記

- Ursula Bacon, *Shanghai diary : a young girl's journey from Hitler's hate to war-torn China*, Milwaukee: M Press, 2004(ウルスラ・ベーコン (和田まゆ子訳)「ナチスから逃れた少女の上海日記」祥伝社, 2006年).
- Zorach Warhaftig, *Refugee and Survivor*, Jerusalem: Yad Vashem, 1988 (滝川義人訳「日本に来たユダヤ難民 ヒトラーの魔手を逃れて／約束の地への長い旅」原書房, 1992年).
- 宮崎満教「杉原千畝の真実 ユダヤ人を救った外交官の光と影」文苑堂, 2007年。

研究書・論文等

- Daniel Gordis, *Israel: A Concise History of a Nation Reborn*, New York: HarperCollins Publishers, 2016 (神藤誉武訳「イスラエル 民族復活の歴史」ミルトス, 2018年).
- Gao Bei, *Shanghai Sanctuary Chinese and Japanese Policy toward European Jewish Refugees during World War II*, New York: Oxford University Press, 2013.
- Marvin Toakyer and Mary Swartz, *The Fugu Plan*, Jerusalem: Gefen Publishing House, 2004.
- Meron Medzini, *Under the Shadow of the Rising Sun*, Boston: Academic Studies Press, 2016 (水内龍太訳「日章旗のもとでユダヤ人はいかに生き延びたか ユダヤ人から見た日本のユダヤ政策」勉誠出版, 2020年).

- Pamela Rotner Sakamoto, *Japanese Diplomats and Jewish Refugees: A World War II Dilemma*, Connecticut: Praeger, 1998.
- 金子マーティン「神戸・ユダヤ人避難民 1940-1941「修正される戦時下日本の猶太人対策」みずのわ出版, 2003 年。関根真保「日本は戦時上海のユダヤ人を「救った」のか、それとも「見捨てた」のか —海軍大佐・犬塚惟重の言動から—」(現代中国研究 (39), 55-74, 2017-07-08 中国現代史研究会)
- 関根真保「日本は戦時上海のユダヤ人を「救った」のか、それとも「見捨てた」のか —海軍大佐・犬塚惟重の言動から—」(現代中国研究 (39), 55-74, 2017-07-08 中国現代史研究会)
- 丸山直起「太平洋戦争と上海のユダヤ難民」法政大学出版局, 2005 年。
- 宮澤正典「近代日本のユダヤ論議」思文閣出版, 2015 年。

ⁱ 本稿では、ナチス政権下で制定された国家公民法第 3 条 (1933 年) に基づき非アーリア人とされた、ドイツ国籍を持つユダヤ人をはじめ、各国に国籍を持つユダヤ系市民をユダヤ人と呼ぶ。もしくは、避難民の定義にユダヤ人が当てはまると書くべきか？

ⁱⁱ

ⁱⁱⁱ 要出典。

^{iv} 【要確認】 American Jewish Year Book, vol 41, New York and Philadelphia: American Jewish Committee and Jewish Publication Society of America, 1939-1940

^v 丸山直起「太平洋戦争と上海のユダヤ難民」、法政大学出版、2005 年、73~74 頁

^{vi} David Kranzler. "The Jewish Refugee Community of Shanghai, 1938-1945". *Volume 1*, edited by Michael R. Marrus, Berlin, New York: De Gruyter Saur, 2011, pp. 210-229. (<https://doi.org/10.1515/9783110968705.210>)

^{vii} 丸山直起「太平洋戦争と上海のユダヤ難民」(法政大学出版、2005 年)

^{viii} Steve Hochstadt, Irene Eber (ed.), *Jewish Refugees in Shanghai 1933-1947: A Selection of Documents*, Archive of Jewish History and Culture, Volume. 3, Modern Judaism - A Journal of Jewish Ideas and Experience, Volume 40, Issue 3, October 2020, pp. 376-380, <https://doi.org/10.1093/mj/kjaa010>

^{ix} 宮澤正典「近代日本のユダヤ論議」(思文閣出版、2015 年)

^x ドイツ、オーストリアから逃れるユダヤ人はアメリカや、パレスチナ等西洋諸国の植民地を目指すものが少なかったが、各国はその受け入れに消極的であった。1939 年 6 月までにアメリカの入国ビザを求めるユダヤ人は 30 万人に上ったため、ローズヴェルト大統領はドイツ・オーストリア両国に割り当てられた移民枠の完全実施を決定したが、同枠は 2 万 7370 人であり、ユダヤ避難民の多くはアメリカに逃れることができなかった。(United States Holocaust Memorial Museum, *Refugees*, <https://encyclopedia.ushmm.org/content/en/article/refugees> (Accessed on January 13, 2022).) また、シオニズム運動の結果、すでにパレスチナにはユダヤ人共同体があったため、6 万人のユダヤ避難民がパレスチナに逃れたとされるが、イギリスはアラブ人との反発を理由に受け入れなかった。(ダニエル・ゴードイス (神藤誉武訳)「イスラエル」ミルトス、2015 年、131-132 頁。) その他、欧州各国の対応にユダヤ避難民の対応については United States Holocaust Memorial Museum, *Refugees*, <https://encyclopedia.ushmm.org/content/en/article/refugees> を、ユダヤ避難民の対応を巡ってアメリカが主催したエヴィアン会議を巡り示された各国のユダヤ避難民に対する否定的な姿勢については Henry L. Feingold, *The Politics of Rescue*, New York: Holocaust Publications, 1970. を参照。

^{xi} JACAR(アジア歴史資料センター)昭和 10 年 3 月 12 日「独逸避難民ニ関スル件」Ref.B04013204500、民族問題関係雑件/猶太人問題 第三巻 分割 2 (I-4-6-0-1_2_003) (外務省外交史料館)。

^{xii} 宮澤「近代日本のユダヤ論議」101 頁。

^{xiii} United States Holocaust Memorial Museum, *German Jewish Refugees, 1933-1939*,

<https://encyclopedia.ushmm.org/content/en/article/german-jewish-refugees-1933-1939> (Accessed on January 13, 2022)

^{xiv} 丸山直起「太平洋戦争と上海のユダヤ難民」(法政大学出版、2005年) 88頁

^{xv} 丸山「太平洋戦争と上海のユダヤ難民」89頁。犬塚大佐のユダヤ避難民に対する姿勢については関根真保「日本は戦時上海のユダヤ人を「救った」のか、それとも「見捨てた」のか —海軍大佐・犬塚惟重の言動から—」(現代中国研究(39), 55-74, 2017-07-08 中国現代史研究会)を参照。

^{xvi} JACAR(アジア歴史資料センター) 昭和13年9月30日発10月1日着山路総領事発近衛大臣宛電信第39号、Ref.B04013205200、民族問題関係雑件／猶太人問題 第四巻 分割2 (I-4-6-0-1_2_004) (外務省外交史料館)。

^{xvii} 同時期における外務省と在外公館との詳細なやりとりについては、丸山「太平洋戦争と上海のユダヤ難民」、91-95頁や宮澤「近代日本のユダヤ論議」、102-104頁に当時の電信を用いた詳細な分析がなされている。

^{xviii} JACAR(アジア歴史資料センター) 昭和13年11月18日有田大臣発山路総領事あて電信第35、Ref.B04013205400、民族問題関係雑件／猶太人問題 第四巻 分割4、(I-4-6-0-1_2_004) (外務省外交史料館)。